



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第2号
2021. 6. 25

「お試し」「初回のみ」などのSNS 広告にご注意！

事例

SNSで肌診断の広告を見て診断を申し込んだところ、注文した覚えのない美容液が届いた。受取拒否したが、督促状が届いて困っている（10代女性）。



除毛クリーム
初回980円!!
通常価格9,800円
今すぐ注文!

5回以上の購入が条件です。2回目以降9,800円



スマホの動画サイトの広告を見て、除毛剤を1回だけのお試しで買えると思い注文したが、あとになって定期購入で5回購入するのが条件だとわかったので解約したい（10代男性）。

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえこさん」

- 商品のイメージや価格だけでなく、注文内容の「最終確認画面」に記載の契約条件等をよく確認しましょう。
- 広告のどこかに定期購入であることや解約条件が小さく書かれていることがあります。「お試し」等の表示を鵜呑みにしないようにしましょう。
- 広告のなかには、根拠のない効能・効果をうたっているものがありますので十分注意しましょう。

困った時はひとりで悩まず相談しましょう！

北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

